

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ガイアナ	東ズメララ貯水池修復計画のための贈与に関する日本国政府とガイアナ共和国政府との間の交換公文	東ズメララ貯水池修復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	289,000千円 H26.4.30まで (同日)	H23.3.25 ジョージタウンで (同日)	日本側 岩田達明在ガイアナ大使 ガイアナ側 キヤロリン・フロドリゲス＝バレーケン・外務・対外貿易・国際協力大臣	H23.4.5 141号
ガイアナ	第二次東ズメララ貯水池修復計画のための贈与に関する日本国政府とガイアナ共和国政府との間の交換公文	第二次東ズメララ貯水池修復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	302,000千円 H24.9.30まで	H23.9.6 ジョージタウンで (同日)	日本側 岩田達明在ガイアナ大使 ガイアナ側 キヤロリン・フロドリゲス＝バレーケン・外務・対外貿易・国際協力大臣	H23.9.20 322号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。